

約束通り、高浜 1・2 号機、美浜 3 号機の運転を止めるよう関電に求めてください!

福井県知事 杉本達治 殿

2023 年 7 月 28 日

質問

- ① 高浜から使用済み燃料 200 トンをフランスへ輸送する計画（2020 年代後半に輸送、2030 年代初頭に MOX 燃料再処理実証研究）をもって「県との約束はひとまず果たした」という関電の言い分が、プールのひっ迫解消という根本的な打開策とはなりえないことを貴職も十分ご承知だと思います。関電が「使用済み燃料プールが満杯にならない」方策を示さない限り、貴職への約束は果たされたことにはならないはずです。

かような関電の不誠実で姑息な姿勢に対し、県民・住民の生命と財産を守るべき立場の貴職は、約束通り高浜 1・2 号機、美浜 3 号機の運転を止めるよう求めるべきではないでしょうか。

- ② 貴職は、プールひっ迫の現状を前にして、「これ以上、原発を稼働させて行先のない核のゴミを増やしてはならない」との姿勢を毅然として示されるべきです。このまま関電の原発の稼働を認めれば、2020 年代後半にはすべてのプールが次々に満杯になるという事態は避けられません。仮に、すべての関電の原発が今後 40～60 年も運転されて廃炉になった場合、5,300～7,100 トン（関電の原発のみ、これに現在 632 トン敦賀原発分が加わる）もの大量の使用済み核燃料が生み出され、中間貯蔵施設が仮にできていたとしても、その大半が再処理できないまま搬出元の原発へ返却され、若狭に最終的に残されることとなります。

将来にわたる若狭の振興を真摯に論ずるつもりならば、10 万年先までの安全を保障できる確証など誰にもできないことを承知で使用済み核燃料をこれ以上増やし続けるなど許されるべきことではありません。この点を貴職はいかようにお考えですか。

- ③ 関電の知事への約束は県民への約束でもあります。ましてや、若狭が、10 万年先までの安全を誰も保証することのできない高レベル廃棄物・使用済み核燃料の最終処分地となる可能性が高まっている現在の状況ですから、県民一人一人を納得させるだけの説明が必要です。

貴職は「立地市町や県議会などの意見」のみを聞いて判断されるのではなく、行き場のない使用済み核燃料を生み出し続けることを容認されるおつもりであれば、その前に県民の意見を広く聞

く場を設けるべきです。そのお考えはありませんか。

- ④ 貴職は、「中間貯蔵問題は再処理工場が完成していないことが大きな原因で、早期の完成に向けて政府全体として取り組むことが必要。県としても直言したい」と答弁されています(7月3日産経新聞)。

しかし、2018年に原子力委員会は「日本が保有する原爆材料のプルトニウムが減らない限り、六ヶ所再処理工場を操業させない方針」へと転換しています。高速増殖炉開発が破綻した今、その代替とされているプルサーマルも、MOX燃料はウラン燃料の10倍も高価で経済性がなく、関西電力でさえ、3年に16体(2基で32体)ずつの発注しかしておらず、認可されたMOX燃料40体装荷での運転からはほど遠いのが実態です。たとえ再処理工場が完成しても、フル稼働することができぬ現状を知事は認識されておられますか。

また、余剰プルトニウムの削減問題が足かせとなり、六ヶ所村での再処理には制限がかけられる状況なので、たとえフランスでの200トンの再処理研究が仮に成功したとしても、続けて使用済MOX燃料を再処理することにも制限がかかります。県が「政府全体の取り組み」を直言したところで、核燃料サイクル政策の矛盾・破綻の回復は極めてむづかしいことを貴職は承知されていないのでしょうか。

- ⑤ ちょうど20年前になりますが、私たち(若狭ネット)の「使用済み核燃料の中間蔵施設について」の質問に対して県は、プールでの「長期保管につながるものとは考えていない」「2010年度以降の使用済み問題については解決されるものと考えている」と回答されました。

その当時、若狭の商業用原発のプールには2600トンの行き場のない使用済み核燃料がありましたが、このような何ごとも国まかせの県の見通しの甘い認識のゆえ、今日では4,320トン(2022年度末;ふげん・もんじゅを除く)に膨れ上がってしまいました。問題をここまで深刻化させてしまった責任は国のみならず県にもあるのではないのでしょうか。前知事の時代の認識とはいえ、行政の継続性の観点から、私たちは県の不作為責任を問わざるをえません。県知事として、その責任をどのように受け止め、反省し、今後どのように対処していくつもりなのでしょうか。

- ⑥ 関電からマスコミに公表された最近の資料によれば、「プール満杯年」は、美浜3号6.6年、高浜1~4号4.6年、大飯3・4号5.8年ですが、燃料交換回数では、それぞれ、5.0回、3.5回、4.4回となります。これは、管理容量を関電独自の「貯蔵容量-1炉心」とした計算によるもので、実際には、それぞれ、5回、3回、4回で満杯になり、関電の満杯年試算のように、これを超えて

燃料交換し運転すれば、1炉心分がプールに空きのない違法運転になります（すなわち、関電の満杯年は違法運転を前提にしています）。したがって、満杯年は、それぞれ、6.7年、4.0年、5.3年となり、最後の定検分0.25年を差し引けば、6.4年、3.8年、5.1年となります。つまり、2027～2029年末にはすべて満杯になります。ただし、燃料交換回数が整数の5.0回となる美浜3号では、平均取替分が44体から1体でも増えれば、4回、5.1年で満杯になります。

これまで県は、「高浜と大飯原発は5～6年、美浜3号は9年の余裕があると関電から聞いている」と私たちに説明していました。私たちが「その年数は違う」、すなわち、「(1)管理容量の定義が異なり、違法運転を想定している、(2)美浜3号では廃炉になった美浜1・2号の貯蔵プールの空きを3号用に使うことを想定している」と質すと、県は「関電に直接聞いてくれ」と開き直ったものです。その際に県はなぜ、関電に再確認しなかったのでしょうか。関電の言うまま物事を進めてきた県の無責任体質がここに現れていると考えざるを得ません。

今からでも遅くはありません。関電の違法運転を想定した今回の満杯年試算を改めるよう、また、美浜1・2号の空き容量を使った満杯年試算を二度と行わないよう厳重に指導すべきです。いかがですか。

お手数ですが、文書でのご回答をお願いいたします。

サヨナラ原発福井ネットワーク 連絡先 若泉 政人

若狭連帯行動ネットワーク 連絡先 山崎 隆敏